

行政書士法についてのお知らせ

行政への申請手続きは、ご本人が行うか、法令に基づいた専門家（行政書士など）に代行を依頼して行うことができます。

【重要な注意点】

行政書士法では、他人に頼まれて官公署に提出する書類の作成・申請手続きを代行することを業務として行えるのは行政書士だけと決められています。（他の法令に基づくものを除く。以下、同じ）

そのため、報酬を受け取って書類の作成・申請手続きを代行する場合は、行政書士の資格が必要です。

行政書士以外の方が業務として申請を代行すると、法律違反となる可能性がありますのでご注意ください。

なお、市役所では行政書士法に関する相談には応じることができませんので、行政書士や関連する専門機関にご相談ください。